資料２

アルコール健康障害対策推進基本計画の概要

（計画対象期間:平成28年度から平成32年度まで）

基本理念

○発生･進行･再発の各段階での防止対策／当事者やその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むための支援

○アルコール健康障害に関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に関する施策との有機的な連携への配慮

基本的な方向性

○正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり

○誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり

○医療における質の向上と連携の促進

○アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

基本計画で取り組むべき重点課題

○飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防

(1)特に配慮を要する者に対する教育・啓発
※未成年者、妊産婦、若い世代
(2)アルコール依存症に関する正しい知識・理解の啓発

○アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備

(1) アルコール健康障害への早期介入
(2) 地域における相談拠点の明確化
(3) アルコール健康障害を有している者とその家族を、相談、治療、回復支援につなぐための連携体制の推進
(4) アルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関の整備

基本的施策

①教育の振興等
②不適切な飲酒の誘引の防止
③健康診断及び保健指導
④アルコール健康障害に係る医療の充実等
⑤アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等
⑥相談支援等
⑦社会復帰の支援
⑧民間団体の活動に対する支援
⑨人材の確保等
⑩調査研究の推進等

その他推進体制等

関連施策との有機的な連携
基本計画策定後3年以内に、厚生労働省に移管
都道府県における都道府県推進計画の策定
実態把握とともに次期に向け数値目標の設定について検討

出典：内閣府「アルコール健康障害対策推進ガイドブック」（平成 28 年 9 月 30 日発行）